

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	車両外注整備共通仕様書	小牧LPS-V00110	
		作成	令和 8年 1月28日
		改正	
		作成部隊名	第1輸送航空隊 整備補給群修理隊

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、航空自衛隊小牧基地が保有する車両の外注整備について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と発注書に規定する内容が相違する場合は、仕様書に規定する内容が優先する。

1.2 用語及び定義

この仕様書において用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

引用文書等

この仕様書に引用する文書及び参考となる文書で次による。

- a) **引用文書** この仕様書に直接引用した文書をいう。
- b) **関連文書** この仕様書を適用するに当たり参考となる文書をいう。

1.2.2

車両

車両とは、次による。

- a) **車両法適用車両 道路運送車両法**（昭和26年法律第185号）（以下，“車両法”という。）の適用を受ける自動車をいう。
- b) **訓令適用車両 自衛隊の使用する自動車に関する訓令**（昭和45年防衛庁訓令第1号）（以下，“訓令”という。）の適用を受ける自動車をいう。

1.2.3

外注対象車種

車両のうち、外注対象車種（付表1）に示された車種をいう。

1.2.4

FAINES

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下，“整備振興会”という。）により提供される車両整備情報提供システムをいう。

品 名	車両外注整備共通仕様書
-----	-------------

1.2.5

自動車整備標準作業点数表

整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したものをいう。

1.2.6

取扱説明書等

製造会社が車両の整備を目的として作成し、整備作業の基準となるもので、次による。

- a) 取扱説明書
- b) 修理書及び整備書
- c) 分解整備手順書
- d) 整備基準書
- e) 部品目録
- f) 配線図などの図画
- g) その他 F A I N E S で閲覧できる情報

1.2.7

I 検査

訓令適用車両を車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）（以下，“検査要項”という。）の定期検査手順に基づき“I”の項目について行う点検をいう。

1.2.8

M検査

訓令適用車両を検査要項の定期検査手順に基づき“M”の項目について行う点検をいう。

1.2.9

修理等

規定の性能に満たない車両の構成品及び部品・材料（以下，“部品等”という。）に対し、交換、加工、組立調整及び潤滑のいずれかの方法を用いて修復する作業をいう。

1.2.10

修理不能

修理不能とは、次による。

- a) 技術的に修復できない場合
- b) 修理費（修復に要する部品費、役務費、梱包及び輸送費を含む総費用をいう。）が新品取得価格の65%以上と見積られる場合
- c) その他監督官が指示した場合

1.2.11

監督

契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

1.2.12

検査

調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

品名	車両外注整備共通仕様書
----	-------------

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

a) 法律等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

市販型車両支援整備の外注に係る試行について（通達）（空幕整（輸補）第663号令和5年4月27日）

b) 技術指令書

J. T. O. 00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準

J. T. O. 36-1-3 車両等の塗装及び標識

J. T. O. 36-1-6 車両等検査要項

1.3.2 関連文書

a) 法令等

航空自衛隊調達規則（JAFR124）

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

b) 技術指令書

J. T. O. 00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、次による。

- a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両の特性及び状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数等については、FAINES又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

- b) 契約相手方は、車両法に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

2.2 整備作業の種類及び工程

契約相手方の行う整備作業の種類及び工程は、次による。

- a) **定期点検** 車両法適用車両について、車両法に基づく定期点検を実施する。
- b) **定期検査** 訓令適用車両について、I検査又はM検査を実施する。
- c) **継続検査** 車両法適用車両について、道路運送車両の保安基準に適合させ、自動車検査証の有効期間を更新させるまでの一連の作業を実施する。

品 名	車両外注整備共通仕様書
-----	-------------

- d) **追加整備** 定期点検又は定期検査の結果、道路運送車両の保安基準又は訓令の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を監督官に報告し、承認を得た後、2.3.3 及び2.3.4 の作業を実施する。
- e) **その他の整備** 定期点検又は定期検査に際し、発注書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

契約相手方は、発注書で規定された作業を、次により実施する。

2.3.1 定期点検

定期点検は、次による。

- a) 車両法に定める定期点検整備について、自動車点検基準及び自動車の点検整備に関する手引に基づき、車両が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する。
- b) 結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿に記録し、監督官に提出する。

2.3.2 定期検査

定期検査は、次による。

- a) I 検査又はM検査について、検査要項の検査手順（付表2）及び取扱説明書等に定める整備基準に基づき、車両が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する。
- b) 結果を車両等作業用紙（付表3又は付表4）に記録し、監督官に提出する。

2.3.3 分解検査

分解検査は、次による。

- a) 発注書に示される整備作業に伴い、構成品及び部品等を必要な単位に分解する。
- b) 分解した部品等は、取扱説明書等に定める整備基準に基づき、車両が規定の性能を発揮するため、修理等の必要があるかを判定する。
- c) 結果を修理要領明細書（付表5）に記録し、監督官に提出する。
- d) 分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な品質を保持するための処置を行う。

2.3.4 修理等

前項で判定された結果に基づき、要修理品が規定の性能を発揮するよう次のいずれかの方法を用いて修復する。

- a) **交換** 2.3.3 b) で交換と判定された部品等を2.4 b) 又はc) による良品と交換する。
- b) **加工** 要修理品の状態及び特性に応じ、使用可能品とするため最も適した方法で修理する。
- c) **組立調整** 2.3.3 b) で使用可能品と判定されたもの又は本項a) 又はb) により修復した部品等を、規定の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。
- d) **潤滑** 車両の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定のうえ適正量を給油する。

2.3.5 塗装

2.2 a), b) 及びe) により塗装を実施する場合は、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）に基づき実施する。

2.3.6 作業の中止

品 名	車両外注整備共通仕様書
-----	-------------

次に示す場合は作業を一時中止し、監督官に申し出て指示を受ける。

- a) 車両を修理等するため、仕様書及び発注書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

2.4 部品等

- a) 整備作業に必要な部品等は、特に規定した場合を除き契約相手方において準備する。
- b) 部品等は通常、製造会社の純正部品を使用するものとし、官側が別に示す割引率を適用する。
- c) 整備作業において、修理不能品の組部品が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、監督官の確認を得て、活用する。ただし、流用は同一契約の範囲内とする。
- d) 交換した旧部品は、車両の納入に併せて官側へ返品する。

2.5 機能・性能

車両の機能・性能は、次による。

- a) 車両法適用車両は、道路運送車両の保安基準に適合しなければならない。
- b) 訓令適用車両は、訓令の保安基準及び取扱説明書等の整備基準に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 品質保証

契約相手方の品質保証については、次による。

- a) 契約相手方は、2.3により作成した結果を品質保証資料として納入後1年間保管し、参照できる状態にしておかなければならない。
- b) 車両の引渡しから引取りまでの間の一切の車両に関する保証は、契約相手方の責任とする。
- c) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた車両への損害は、全て契約相手方の責任となる。
- d) 整備作業が終了し当該車両の納入後、次期定期検査又は次期定期点検までの期間において故障、機能不良及び損傷等の不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると認められる場合、契約相手方は無償で再修理等の責を負う。なお、この判定は契約相手方と官側で協議のうえ決定する。

3.2 監督・検査

契約担当官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出する。

- a) 自動車点検基準に定められた点検整備記録簿
- b) 車両等作業用紙（付表3又は付表4のうち、監督官が指示するもの。）
- c) 修理要領明細書（付表5）
- d) その他契約担当官の指示するもの。

4.2 官給品

- a) 品目及び数量については、発注書で示す。
- b) 引渡し及び返納の時期については車両搬出入時、場所については契約相手方工場と

品名	車両外注整備共通仕様書
----	-------------

する。

4.3 秘密保全

契約相手方は、この契約の履行にあたり知り得た航空自衛隊の情報を漏えい又は他に転用してはならない。

4.4 計測器及び試験装置

車両が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び検査用機器は、車両法の規定に適合し、その性能が維持されていなければならない。

4.5 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、監督官の指示による。

- a) 車両の受け渡し
- b) 官給品の処置
- c) 交換した旧部品の返納処置

4.6 輸送

契約相手方の事業場と基地間の輸送については、特に監督官が指定する場合を除き、官側で実施する。

4.7 その他

履行場所については、航空自衛隊小牧基地から半径30km圏内とする。

4.8 仕様書の疑義

この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官と協議する。

外注対象車種	
1	乗用車
2	業務車1、2、3、4号
3	有線整備車
4	人員輸送車
5	トラック1/4t 4×4 小型業務車
6	1/2tトラック
7	トラック2t(カーゴ及びバン型)
8	トラック2 1/2tカーゴ
9	救急車
10	トラック4×4ダンプ(中型含む。)
11	1 1/2tトラック
12	ユーティリティ整備車

一般車両検査手順

一般車両並びに、消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる検査手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I FM	
か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を機能力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部ががたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスト(又は、キャンバ・キヤスタ・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キヤスタ、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプーリー間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐ止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールバーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・レバーのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールバーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっしょに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I FM	
	1 1. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンパ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する。
	1 2. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあつては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	1 3. ブレーキ倍力装置のエアークリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあつては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷が無いかを目視などにより点検する。
	1 4. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み込むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が既定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	1 5. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	1 6. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	19. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとハッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異様な引きずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを放回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリア・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
III 走行 装置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをデプス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあつては次の点検を実施する。</p> <p>ア JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。</p> <p>イ JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>次に、緩めたアウトター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあつては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷 (車両総重量8t以上の大型車において行う点検)		○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりのないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩擦や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類を塗布する。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)</p> <p>ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いる。</p> <p>(3) JIS方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取付ける際に行う点検を行った後、アウトター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	FM	
				(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましい）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などが目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあつては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。
	5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあつた場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたととなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。
	6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあつた場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたととなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、リヤ・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。
IV 緩 衝 装 置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などが目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺るなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあつては、トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングに折損、亀裂などが目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺るなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを開始させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
				態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ペローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのペローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ペローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのペローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動 力 伝 達 装 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを放回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつかがる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (4) レリーズシリンダ・プッシュロッドねじ部の調整残りの測定(調整下可能なものは除く)
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション・トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
				<p>点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)</p> <p>(1) A/T 車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 P レンジ(車両等によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベルゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。</p>
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p> <p>(2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p>
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	<p>リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを、目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。</p>
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	<p>リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。</p> <p>(1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。</p> <p>(2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。</p>
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	<p>リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。</p>
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)</p>
電 気 装 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	<p>スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>(1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。</p>
	2. 点火時期	○	○	<p>エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリーなどの合わせマークを見て点検する。</p>
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	<p>ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。</p> <p>(1) キャップ、ロータの汚れがないか。</p> <p>(2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがいないか。</p> <p>(3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。</p> <p>(4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。</p> <p>(5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがいないか。</p>
	4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食	○	○	<p>ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
VII 原 動 機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (2) ジーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂か損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	FM	
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーター・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
Ⅷ ばい煙、 悪臭のあるガス、 有害なガス等の 発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインターク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音（カチカチ音）が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などが目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気解放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。） (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ボットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどが目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I FM	
IX	1. 警音器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウインド・ウォッシャ）の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウインド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置（ステアリング・ロック）の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するか点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを自動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないか点検する。煤が出るようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の手順を繰り返して清掃する。 (1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 (2) アクセルを軽く踏み込む。
	8. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	9. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることで点検する。
	10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	11. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	12. 車枠（フレーム）、車体（ボディ）の緩みと損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷がないかを目視などにより点検する。 エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	1 3. 連結装置のカブラの機能と損傷		○	(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カブラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	1 4. 連結装置のピントル・フック 摩耗、亀裂、損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	1 5. 座席ベルト(シート・ベルト) の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	1 6. 開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	1 7. シャン各部の給油脂状態	○	○	(1) シャン各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。
	1 8. 車載式故障診断装置の診断 の結果		○	(1) スキャンツールを用いる場合 スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し診断の結果を読み取ることにより点検する。 (2) 識別表示を用いる場合 イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けてないかを目視により点検する。ただし、自動車メーター等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合にはその方法により点検する。

施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
X 施設、荷役、その他の車両	1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びビシューの接合、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する。 (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュ又はベアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
	3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する。 (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを締める。（ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。）
	6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイアフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイアフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する。 (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確かめる。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
	8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。
	9. マスト本体、ブーム	○	○	全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シープの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは折損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。

箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I FM	
	1 1. ドラム	○	○	次の点検を実施する。 (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	1 2. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラムのブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する、ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ（つな車）はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	1 3. コンミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する。 (1) コンミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検しよごれがあれば清掃する。
	1 4. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する、すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
	1 5. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の箇所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
	1 6. 索導器 (FAIRLEAD) (クレーン全般に適用)	○	○	ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は折損並びにフラット・スポットを点検する。
	1 7. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する。 (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	1 8. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する。 (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リバットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損があれば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
	1 9. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホルルの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	5. 補助脚	○	○	<p>次の点検を実施する。</p> <p>(注) 1 補助脚の伸張は必ず走行高さで行う。</p> <p>2 補助脚は、補助脚コントロール・レバーだけでは操作できない。クレーン操縦室内のバルブ・レバーも操作する。</p> <p>(1) 取付け部のボルトの緩みはないか、各配管及び継手からの油漏れはないか、点検する。</p> <p>(2) シリンダの作動はスムーズか、またはシリンダの傷はないか点検する。</p> <p>(3) 先端部球面受けの作動は、良いか点検するとともに給脂を行う。</p>
	6. 通話装置	○	○	<p>次の点検を実施する。</p> <p>(注) クレーン運転室接続時に通信数切替えスイッチ(3)が“2”である時、またクレーン運転室が接続されていない時に切替えスイッチ(3)が“3”である時には、前後運転室間の通信ができない。</p> <p>(1) 電話が通じているか、通信数切替えスイッチは正しいか確認し、接続ケーブルを点検する。</p> <p>(2) ヘッド・セット用マイク、レシーバ、音量調整ボリューム、ジャック端子の状態を点検する。</p>

7. 燃料漏れ	※			3. デフロスタの作用		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※			4. 施錠装置の作用		
9. 冷却水漏れ	※			5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				6. マフラーの機能		
1. メターリング・バルブの状態				7. 火花防止装置の状態		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				8. エア・タンクの凝水		
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷				9. エア・コンプレッサの機能		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				10. フレッシュ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷				11. 非常口の扉の機能		
6. 触媒等の排気ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷				12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
7. 二次空気供給装置の機能				13. 連結装置のカフラの機能と損傷		
8. 排気ガス再循環装置の機能				14. 連結装置のピントル・フック磨耗、亀裂、損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能				15. シート・ベルトの状態		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態				16. 開扉発車防止装置の機能		
Ⅸ. 附属装置等				17. シヤン各部の給油脂状態	※	
1. ホーンの作用	※			18. 車載式故障診断装置の診断の結果		
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※					

※印の項目のみであれば整備員名及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は記名で可、検査員欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格
次回定期検査不合格見込みの理由				
整備員		検査員		整備幹部
				支援整備担当 部隊等の長

車両等作業用紙 (施設、荷役及びその他の車両等)				整備作業チェック記号	
車 種	検査の種類	I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>		レ 良好	T 締付
自動車番号	管理部隊	管理換: ※印		× 調整	C 清掃
開始日付	完了日付			×× 交換	L 給油
				××× 修理	/ 該当なし
				分解したら記号を○で囲む	
点 検 項 目		記 備 考	点 検 項 目		記 備 考
I. かじ取り装置					
1. ハンドルの操作具合			2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み		
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※			3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み			4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
4. ステアリング・ロッド・アーム損の緩み、がた、損傷			5. フロント・ホイール・ベアリングのがた		
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷			6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		
6. ステアリング・ナックル連結部のがた			IV. 緩衝装置		
7. ホイール・アライメント			1. リーフ・スプリングの損傷 ※		
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷			2. リーフ・サスペンション 取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※			(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド		
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み			(2) スプリング・ブラケットの取付部		
			(3) リーフ・スプリング・ピンなど連結部		
			(4) トルク・ロッド(ラジヤス・ロッド)の連結部		
			3. コイル・スプリングの損傷		
			4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
			(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット		
			(2) サスペンションの各連結部のがた		
			(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷		
			5. エア・サスペンションのエア漏れ		
			6. エア・サスペンションのペローズの損傷		
			7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷		
			8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		
			9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※		
V. 動力伝達装置					
11. ブレーキ・チャンバの機能			1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間		
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能			(1) クラッチ・ペダルの遊び		mm
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり			(2) リレーズ・フック先端の遊び		mm
14. ブレーキ倍力装置の機能			(3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間		mm
15. ブレーキ・カムの摩耗			(4) プッシュロッド寸法等		mm
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			2. クラッチの作用		
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗			3. クラッチ液の量		
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷			4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ		
19. バック・プレートの状態			5. トランスミッション、トランスファのオイル量		
20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間			6. フロベラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み		
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚			7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		
			8. フロベラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		
			(1) スプライン部の摩耗によるがた		
			(2) 自在継手部の摩耗によるがた		
			9. フロベラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた		
			10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量		
VI. 電気装置					
			1. スパーク・プラグの状態		
			2. 点火時期		
			3. ディストリビュータのキャップの状態		
			4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※		
			5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※		
VII. 原動機					
			1. 低速と加速の状態		
			2. 排気の状態		
			C O	H C	黒 鉛
			3. エア・クリーナ・エレメントの状態		
			4. エア・クリーナの油の汚れと量		
			5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		
			6. エンジン・オイルの漏れ		

前 輪	左	前 mm	右	前 mm	後 輪	左	前 mm	右	前 mm
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm

前 輪	左	前 mm	右	前 mm	後 輪	左	前 mm	右	前 mm
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm

注 点検項目は、J.T.O.36-1-6に定める手順に従い実施しなければならない。

7. 燃料漏れ	※		18. 車載式故障診断装置の診断の結果		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		X. 施設、荷役、その他の車両等		
9. 冷却水漏れ	※		1. キャリッジ	※	
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			2. 操作レバー・リフト、チルト	※	
1. メターリングバルブの状態			3. チェーンリフト、ドライブ	※	
2. ブローバイガス還元装置の配管の損傷			4. ケーブル・ウインチ、ホイスト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷			5. シリンダーリフト、チルト	※	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			6. 油圧ポンプ	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェックバルブの損傷			7. 一般漏えい（油、水、空気）	※	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			8. 旋回機構		
7. 二次空気供給装置の機能			9. マスト本体、ブーム		
8. 排気ガス再循環装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			11. ドラム	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			12. 昇降機構	※	
IX. 附属装置等			13. コミュニテータ、ブラン	※	
1. ホーン的作用	※		14. コントローラ	※	
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャ的作用	※		15. パワー・テーク・オフ	※	
3. デフロスタ的作用			16. 索導器	※	
4. 施錠装置的作用			17. クレーン・アタッチメント	※	
5. エキゾーストパイプ、マフラー等の取り付けの緩みと損傷			18. キャタピラ	※	
6. マフラーの機能			19. 排土板、スクレーパ	※	
7. 火花防止装置の状態			20. ファイブ・ホイール	※	
8. エア・タンクの凝水			21. 補助脚	※	
9. エア・コンプレッサの機能			22. キング・ピンー摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
10. ブレッシュカレギエレクタ、アンローダ・バルブの機能			XI. かく座機取容器材		
11. 非常口の扉の機能			1. 操行装置	※	
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		2. 操行アライメント		
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			3. クレーン・エンジン	※	
14. 連結装置のヒントル・フック磨耗、亀裂、損傷			4. クレーン電気系統	※	
15. シート・ベルトの状態			5. 補助脚	※	
16. 開扉発車防止装置の機能			6. 通話装置	※	
17. シヤシ各部の給油脂状態	※				

※印項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は記名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。

付記又は特記事項

次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格
次回定期検査下合格見込みの理由				
整備員		検査員	整備幹部	支援整備担当部隊等の長

